

# 文教厚生常任委員会会議録

[平成24年12月10日開催]

南あわじ市議会

# 文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成24年12月10日  
午前10時00分 開会  
午後 3時23分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（6名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	川 上 命
委 員	楠 和 廣
委 員	小 島 一
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
議 長	森 上 祐 治

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	入 谷 修 司
健 康 福 祉 部 長	藤 本 政 春
教 育 部 長	岸 上 敏 之
市 民 生 活 部 次 長	久 田 三 枝 子

健康福祉部次長兼長寿福祉課長	小 坂 利 夫
教 育 部 次 長	太 田 孝 次
市民生活部市民課長	塔 下 佳 里
市民生活部税務課長	藤 岡 崇 文
市民生活部収税課長	福 原 敬 二
市民生活部生活環境課長	高 木 勝 啓
健康福祉部福祉課長	鍵 山 淳 子
健康福祉部保険課長	川 本 眞 須 美
健康福祉部健康課長	小 西 正 文
健康福祉部少子対策課長	田 村 愛 子
教育委員会教育総務課長	片 山 勝 義
教育委員会学校教育課長	安 田 保 富 (学校教育指導主事)
教育委員会人権教育課長	大 谷 武 司
青少年育成センター所長	高 辻 隆 雄

## II. 会議に付した事件

1. 付託案件…………… 9
  - ① 議案第81号 南あわじ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について…………… 9
  - ② 議案第82号 南あわじ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について…… 1 5
  - ③ 議案第83号 南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について…………… 1 8
  - ④ 議案第84号 南あわじ市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について…………… 1 9
  - ⑤ 議案第85号 南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について… 1 9
  - ⑥ 議案第86号 南あわじ市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について…………… 2 2
  - ⑦ 議案第67号 平成24年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）…………… 3 2
  - ⑧ 議案第68号 平成24年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）…………… 3 3
  - ⑨ 議案第69号 平成24年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）…… 3 4
  - ⑩ 議案第70号 平成24年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）…………… 3 5
  - ⑪ 議案第72号 平成24年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第1号）…………… 3 7
  - ⑫ 議案第92号 社会福祉法人に関する事務の委託について…………… 3 9
  - ⑬ 議案第93号 学校給食に関する事務の委託の廃止について…………… 4 1
  - ⑭ 議案第94号 学校給食に関する事務の受託について…………… 4 2
  - ⑮ 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について（さんゆ〜館）…………… 4 4
  - ⑯ 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（ゆーふる）…………… 6 2
  - ⑰ 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（サンプル）…………… 6 4
  - ⑱ 議案第91号 南あわじ市・洲本市小中学校組合規約の変更について…………… 6 5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 6 6
  - (1) 教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について
  - (2) 人権施策について
  - (3) 税の賦課徴収について

（４）医療体制と健康づくりの推進について	
（５）青少年の健全育成について	
（６）福祉対策について	
（７）介護保険と高齢化社会対策について	
（８）生活環境の整備推進について	
３．その他	66

### Ⅲ. 会議録

# 文教厚生常任委員会

平成24年12月10日（月）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 3時23分）

○原口育大委員長 おはようございます。

大変寒くなりましたが、役員改選後初めての実質的な委員会でもあります、よろしくお願いをいたします。

今、総選挙の真っ最中ということで、税と社会保障の一体改革もいろいろと争点になっております。市民生活に直接影響する分野だと思えますし、当委員会の所管事務でもありますので、しっかりと対応したいなというふうに思います。また、9月に議会基本条例が制定されまして、委員間討議も試行でありましたけれども、本格実施になっております。いろんな議案に対しまして、委員間の討議もしっかりと行いまして、結論を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本日説明員で山見課長の欠席届が出ておりますので、申し述べておきます。また、傍聴の方がおられますので、許可しております。

以上であります。

それでは、よろしくお願いいたします。

市長、出席いただいておりますので、御挨拶をお願いします。

○市長（中田勝久） 皆さんおはようございます。

今も、委員長からお話ありましたとおり、今回それぞれの常任委員会、役員改選がございまして、委員長に原口委員長、また副委員長には川上副委員長、また委員の先生方には新しくなられた方もございます。どうぞ、これから文教厚生委員として御精励をお願いいたします。

今回の、この常任委員会の付託が、中身見ますと非常に多いわけですが、国の制度改正なり、また一般補正予算もございます。特に、指定管理の件もあるわけでございます。よろしくお願いをいたしたいと思えます。

1、2点ちょっと御報告をさせていただきます。お陰さまで、吉備国際大学の志知キャンパス、予定よりはちょっと工程表をきょうも来てみたらおくれております。予定では、約60%近くをしていたんですが、50%ちょっとということで、今の時点ではちょっとおくれてますが、何とか間に合わすように一生懸命頑張っているようでございます。

また、今、推薦入学の関係で、学校自身も一生懸命取り組んでおられます。先般も、せとうちテレビが、新しい南あわじのキャンパスを含めたPRということで淡路にも取材に来られまして、ファームパークまた現場、そして農家の人たちにもいろいろと農業の話もその中で取り上げていただいたようでございます。まだ、私はそのできましたビデオを見

ておりませんが、私どもの喜田課長がこの間見て、中身としては非常によくできた中身やというふうに聞いております。いずれにいたしましても、いろいろとまだまだ取り組まなければならない課題もございます。どうぞ、委員の皆さん方の深い御理解で、計画どおり来年の4月には新しいスタートができるよう、私どもも精いっぱい頑張っていきたいと思っております。なお、このあとまた公務が入ってますんで中座させていただきますが、よろしくお願いたします。

○原口育大委員長            ありがとうございました。  
                                  登里委員。

○登里伸一委員            審査に入る前に、委員長に対する不信任の件がありますので、発言をお願いしたいと思います。

○原口育大委員長            どうぞ。  
                                  登里委員。

○登里伸一委員            原口育大、文教厚生常任委員長の委員長辞任要請を求めることについて発言をいたします。

平成24年11月30日、本会議における一般質問中に、原口議員の携帯電話が突然大きく鳴り響き渡りました。このことは、録音機や携帯電話など、会議中の議場に持ち込みを禁止している南あわじ市議会会議規則違反であります。原口委員長は、平成22年12月6日の一般質問において、市民に対して不適切な発言を行ったと本会議で謝罪いたしました。平成23年3月14日、議会改革特別委員長の職責を果たせず、委員長を辞任いたしております。そして、このたび会議規則違反による理由などにより、去る12月4日間責決議が提案され、賛否同数、議長裁決により可決に至らないという状況でありました。本委員会は、市民生活、健康福祉、教育を主管しております。規則を守れず、人に迷惑をかけるようでは、学校教育を主管の立場からも、児童生徒に対して大変恥ずかしいと存じます。12月3日の議会運営委員会でも、文教厚生常任委員長の辞任を強く要請されたこともあったと報告を受けております。近年、議会に対して議員個々の倫理観の不足に対する市民の多くの人々が不信感を持っているという状況があります。この際、周囲の情勢にかんがみ、原口育大委員長の文教厚生常任委員長の辞任を強く要請するものでございます。以上であります。

○原口育大委員長            ただいまの、登里委員のほうから、去る11月30日の本会議の質問中に、私が不用意にも携帯を持ち込んでおりまして、着信音が鳴ってしまったというこ

と。また、それ以前のいろいろな私の不手際といいますか、不徳のことにつきまして御指摘をいただきました。全くそのとおりで、弁明の余地もないんですけれども、今後しっかりと反省を肝に銘じまして、職責につきましてはっきりと果たしていきたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

小島委員。

○小島 一委員 今、登里委員から辞職要請という、これは決議案でないわけよ。それで、過去の22年度に何をした、23年度に何をしたということを引き合いに出してくるような、これはおかしいと思うんよな。それは承知の上で、今回、原口委員が委員長になったんであって、過去にさかのぼった部分まで持ってきて、不適切であるやいうのはそもそもおかしいんであってな。それと、今回の件も、この文教厚生常任委員会に派生した事件ではない、それは当然、議場で携帯を鳴らしたということは、それはやはり会議規則に違反しとるけども、これは委員長をやめる、やめんというふうな部分をここで委員会として決議するというのは、もう既に謝罪もし、問責決議案も議決した中でおかしいと思うんよの、僕は必要ないと思う。というのが僕の意見です。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 おっしゃるとおりであります、やはり過去の、今期我々の平成21年からですか、に渡るこの4年間の任期のうちの3度目ということで、私もそれに賛成した次第でございます。また、先ほど言われましたように、やはりけじめに関しましては、隣りにおられます蓮池議員が同じように議会で鳴らしてしまっ、携帯の持ち込みの違反を起こしましたが、やはり議会運営委員会を辞任するというようなけじめをつけております。やはりそういうことが大事ではないかと思ひまして、発言した次第でございます。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 蓮池議員の話が今出たんで、これはもう出す必要はないというふうに僕は思ったんですけども、これはやはり原口議員に対する問責決議案を、審議中に提案者の賛同者である議員が鳴らしたということと意味合いがかなり違ってくると思ひとんのよの。そやから、それを同列に出して、それも辞職されたのは本人の意思であって、委員会がやめってやめさしたもんでないと思う。だから、今の論理でいうたら、どんな理由であれやめたら一緒についてやめんなんのかというふうなことになるんで、やっぱり委員長はこの職責をきちんと全うして、この委員会を運営していくというふうに決意もされとるんやし、既に処分を受けとる中で、改めての処分というのはいかがなもんかなというふ

うに思っております。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 最後にいたしますが、やはり議会は議会、委員会は委員会であります。その立場において、私はやむにやまれず議員の勧告決議ではなくて、口頭での要請をいたした次第でございます。と申しましても、私は決して議事の進行を妨げないように、委員会を欠席するというような手段には出ませんので、御安心願いたいと存じます。

以上です。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 最終の決断は、やっぱり委員長本人にお任せして、委員長にはやはり、今、登里委員も言われたように、確かにやはりほかの議員に与えた影響というのは非常に大きいということで、くれぐれも注意していただきたいと、肝に銘じていただきたいというふうに思います。

以上です。

○原口育大委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 今の、小島議員と登里議員の議論を聞いておりましたが、確かに委員長そのものは失態を犯して、蓮池議員もそういったことがあった。また、懲罰動議も出たということで、一連のこの事件に対して市民の方はどのような反応を示しておられるか、この間から選挙事務所へずっと行っておりましたがこの話題が非常に多いと。議会何しよんのやと、行政の議論やったら何ぼでもしてもええけど、ベルが鳴ったとか鳴らんとかいう、そういった一連のことについては全部処罰してきてそれぞれが陳謝してきて。それをいつまでも引っ張り引っ張りしとるけど、お互いにあら探しのようないやな議会になって非常に市民は笑いよる。もう少し、やっぱりこういったことはちゃんと市民に謝罪したら、もう行政面のほうに力を入れていくということやなくしたら、これは本当にこんなことをしよったらいつまでたっても市民の笑い物になって、きのうですか私も言われました、こんなざつとした議会やったら解散せえと。非常にきついお言葉もちょうだいしました。そういったことでございますので、確かにしたことは悪いけど、一応もう陳謝しそれぞれ決着をつけとるんだから、もういつまででも尾を引っ張るといことはけしからんと思うねん。それは、やっぱりきょうの問題は委員長も十分反省して、この業務、行政を遂行していくんがええと思うねん。委員長、どうですか。

○原口育大委員長　　今、私の不祥事に対しまして、いろいろと御意見伺いました。全く、自分が失態を犯したことはもう言いわけの仕様がなくなりましたけれども、何とか心機一転しまして、肝に銘じまして、委員長の職責を全うしたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解いただきまして、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、大変説明員の皆様にはお見苦しい、私の不徳のいたすところでお見苦しい点をお見せいたしましたして恐縮しておりますけれども。

ただいまから、第45回定例会において、当委員会に付託された議案について審査を行います。

議案の審査にあたりまして、付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長　　異議なしと認めます。

それでは、異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

#### 1. 付託案件

① 議案第81号 南あわじ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

○原口育大委員長　　まず、議案第81号、南あわじ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員　　これは、もう以前からあった部分ですわね。この、改めてちょっと確認したいんですけど、この基準というのは、ちょっとマスクかけたままでしゃべってるんで、聞き取りにくかったら言ってください。国の基準なのか、それともある程度市独自のものも加えたような中身なのか、そこら辺どないですか。

○原口育大委員長　　健康福祉部次長兼長寿福祉課長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）　　基本は、もう国の基準をそのまま適用しております。

今回の、いわゆる第1次一括法、地方分権の第1次一括法で介護保険法が改正されたわけですが、この地域密着型サービスについて、今まで国で定めとった基準を市の条例で定めるように改正されました。ただし、市の条例で定める際には条件がついておまして、基本的には国の基準どおり従って定めなさいよというふうな部分がたくさんあります。どういう部分かといいますと、従業員に関する基準とか、その配置基準ですね。配置基準であったり、あるいは居室の面積であったり、利用定員であったり、そんなんについては国の基準どおり定めなさいよというふうになっております。従って、市独自で定めてある部分というのは、例えば事業所における書類の保存期限、国の基準では2年になってますが、本条例では5年としております。それぐらい、それから第三者評価の機関であったり、ほとんどが市で定めてる部分はございません。基本的には、国の基準に従って定めております。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 この中で見たら、例えば職員の数1以上とかいうふうな書き方されとるわけよの。けど、介護というのは、したサービスについて幾らというふうに国から出される分が限られてくるんで、以上と書かれとってても、そんなら3でも4でもええんかというたら、なかなか運営上はそうはいかんというふうに思うわけやけど、これ最低の基準イコール、現状の施設の数というふうに理解していいんですか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） この基準では、利用者3人に対して、職員1人を配置しなさいよと。例えば、利用者が4人であれば2人になります。そういうふうな基準で定められておるんですが、実際現場では、その基準どおりの配置というのはほとんど難しい状況です。3人に1人の配置に対しては、利用者2.5人に1人ぐらいの配置と、手厚く職員を配置してるというのが現場の大半でございます。

○小島 一委員 終わります。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 この前に、蛭子議員の本会議場の質問の中に、市の対応ができる分はというふうなもんがあるのかというふうな質問で、部長は、市として考えられることは今から勉強してみたいというふうな答弁であったかと思うねんけども、市として考えられることについてはどういうことが考えられたんですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 大変、私の勉強不足といいますか、この条例について十分認識をしておりませんでした。ですから、国の基準に従ってするもの、また市のいわゆる裁量に基づくものとか、そういう分類の中でどうかというような質問でございましたんで、その内容についてもうちょっと勉強足らずでございましたんで勉強いたしますと、そういうふうな意味で申し上げたんで、今、御質問のような内容の意味で申し上げたということではなかった、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いつものことなんですが、この法令の状態をそのまま見せられても、なかなか解釈がしにくいんですよ。かいつまんで、全体像の中でこういうふうなことですよというふうなことを、かいつまんで説明してもらわれへんかな。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） この、条例の目次をごらんいただきたいと思います。この条例は、地域密着型サービスに関する人員の基準、あるいは設備及び運営に関する基準を定めるものでして、その事業所というのはたくさんございます。目次で見ますと、第2章というところに定期巡回・随時対応型訪問介護看護。あと、第3章、第4章、第5章とずっとあって、第9章までございます。これらは、密着型サービスといわれるサービスの種類です。そのサービスの種類ごとに、例えば南あわじ市にある施設、サービスで申し上げますと第4章、これは認知症対応型通所介護で、第5章が小規模多機能型居宅介護、こういうサービスが南あわじ市にも実際にサービス事業所として存在しております。それらの、目次でいいますと、第2節をごらんいただきますと人員に関する基準、第3節に設備に関する基準、第4節に運営に関する基準と、それぞれのサービスの種類ごとに、先ほど申し上げた人員の配置基準であったり、設備の広さとか面積とか、そういう基準を定めると、そういうものでございます。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 例えば、例を出してちょっとお聞きすんねやけども、要は認知症にかかられた方で、今グループホームへ仮に入所しとる場合、それが事情で家庭のほうへ戻っ

てきた。戻ってきて、いわゆる地元にある訪問介護看護のお世話になるということになりますわな。そのときに、その事業所の扱いによって、その人の対応がなっていくとは思うねんけども、ここに出てくるそのオペレーター、オペレーターでなんで。教えてほしいねん。オペレーターとかいう項目が出てくるねんけどな。

○原口育大委員長           5 ページ、6 条（1）にありますね。  
長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）           例えば、第6条で出てきますオペレーターという言葉がありますが、これはその従業員としての種類の一人であるかと思えます。

○原口育大委員長           蓮池委員。

○蓮池洋美委員           従業員の種類とはどういうこと。

○原口育大委員長           長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）           そのオペレーターの中身までは。この条例上で書いてありますが、委員長、すみません。後ほど、その職の内容については報告させていただきたいと思えます。

○原口育大委員長           蓮池委員。

○蓮池洋美委員           そんなら調べといてもうたらええと思うねんけど。いわゆる、それぞれの地区にある訪問介護の事業所があるわけなんやけども、それは訪問介護の事業所開くということについては、ある程度の人数の把握があるわけやな。それによって扱う人の数が決まるわけや。一人でもできるわけ、極端な話。そういう事業を含んだこの事業やと思とんねんけども。

○原口育大委員長           長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）           確かに、その訪問系のサービス、第2章で書いてます定期巡回・随時対応型訪問介護看護というふうなサービスについては、訪問するためのサービスでございます。その事業所を開設するにあたっての、最小の職員数という意味やと思うんですが、それについてはちょっと今すぐ答えられるだけの資料を持っておりませんの

で、これも後ほど報告させていただきたいと思います。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 その中で、一つ出てくることなんやけども、いわゆるそういう事業所の把握は市でしとるわけでしょ。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） いわゆるヘルパーの派遣をしている事業所については、地域密着型サービスではございません。それは、県の基準で定めるいわゆる訪問介護でして、地域密着型サービスには含まれておりません。ですから、この条例では含まれておりません。ただ、私が申し上げた訪問系のサービスということで、南あわじ市にはございませんが、その種類としては定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスの種類があるという意味でございます。南あわじ市には、その事業所はございません。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 南あわじ市にはそういう事業所はないけども、条例だけは制定しとくという意味合いのこと。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） いわゆる、地域密着型サービスとして、国が定めているサービスの種類ごとにその基準を定めておくということとして、今後そういう事業をやりたいという事業者があらわれたときに、その適否を判断するための条例が必要であると、介護保険法で定められておりますサービスについては、地域密着型サービスについては、この条例でその基準を定めるというものでございます。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それじゃあ、今、市内にグループホーム何ぼかあるんやけども、それもこの地域密着型でないということ。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） グループホームは、地域密着型サービスです。ですから、この第6章で定めている認知症対応型共同生活介護、これがいわゆるグループホームというものでございます。

○蓮池洋美委員 終わるときです。

○原口育大委員長 そしたら、これずっとあるわけですけど、今、南あわじ市で関係するとか、今既にこの対象になるものというのは、今、第4章と第5章と第6章いわれましたが、それだけですか。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 第4章であります認知症対応型通所介護、いわゆる認知症デイですけども、これが市内に3事業所ございます。それから、第5章の小規模多機能型居宅介護、これについては市内に4カ所ございます。そして第6章、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、これが市内に3カ所ございます。その3つのサービスがございます。

○原口育大委員長 ほかに、何かございませんか。

蓮池議員、先ほどのちょっと答弁が、今、準備できてないという答弁あったんですが、その分は採決には別によろしいですか。

ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 それでは、質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行いたいと思いますが、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 意見がございませんので、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第81号、南あわじ市地域指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

② 議案第82号 南あわじ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

○原口育大委員長 次に、議案第82号、南あわじ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

川上副委員長。

○川上 命副委員長 この、予防のための効果的な支援で、効果的というのは一言で言うたら、ちょっと説明してください。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 効果的な支援という、いわゆる限られた人員等でうまくサービスが提供できるという意味合いだと思います。

○原口育大委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 思いますじゃなしに、どういう予防も皆効果的な方法で今までずっとしてきよんねんけど、ここに改めて条例に定めたということはどういうことかということの説明をしてください。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） この条例も、先ほど御決定いただいた条例と同様、国から介護保険法の改正によって委譲された、市の条例で定める基準というふうになったことを受けてのことです。先ほどは介護に関すること、こちらは要支援1・2に対して行うサービスで、サービスの内容としては、先ほどのサービスのうちの一部になりますけども、対象者が要支援1・2の軽い方であるということでございます。その効果的という意味についても、国等からのそれを受けての制定でございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 先ほどの、先の条例と同じく、これも将来に事業をする者に対して、今、説明ありましたが、備える条例であるというふうに解釈してよろしいんですね。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 このようなことをしている事業所的なものは、現在どういう状況でしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） これも目次で申し上げますと、その第2章の介護予防の認知症対応型通所介護と、第3章の介護予防・小規模多機能型居宅介護、それと第4章の介護予防・認知症対応型共同生活介護、この3つが市内にございます。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 施行日が平成25年の4月1日ですが、それが施行されますと、その現在ある事業所は十分に対応できる状況にあるんでしょうか。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 基準の内容は、これまでの定めとった国の基準をそのまま適用しておりますので、各事業所において変更点はございません。従って、運営そのものも継続されて、今までどおり運営されるということでございます。

○原口育大委員長 ほかに。  
楠委員。

○楠 和廣委員 81号と82号、国の基準ということで、この82号については、地域指定サービスということで、地方独自の事業等について説明をいただきたいと思っております。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） サービスそのものは、サービスの種類については、もう国の基準で定められているものをそのまま踏襲しております。市独自で定めたものとしては、先ほどと同じように、事業所における書類の文書の保存期限を国は2年としてますがそれを5年としたと、5年間は書類の保存を求めるということ。それから、第三者の評価についての基準についても、その条件によっては間隔を長くすることができるということについて定めることができるようになってますので、それを定めたということでございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
委員間討議を行います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 意見がありませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第 8 2 号、南あわじ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③ 議案第 8 3 号 南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 次に、議案第 8 3 号、南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

委員間討議もございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第 8 3 号、南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第84号 南あわじ市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 次に、議案第84号、南あわじ市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

委員間討議もございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 意見がありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第84号、南あわじ市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第85号 南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 次に、議案第 85 号、南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 まず、御原中学校の位置が古津路 577 番地 1、新しく西淡中学校にして松帆古津路 577 番地 66、となっておりますが、これはどうして違うのでしょうか。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） これにつきましては、御原中学校の創立当時昭和 22 年ですが、この土地は陸軍省の土地にありまして、577 の 1 番地でございました。その後、昭和 26 年に大蔵省にありまして、577 の 1 と 577 の 66 の 2 筆になってございます。そのときに、577 の 66 に校地を変更しておかなければならなかったものと考えます。それで、最近になりまして、昭和 29 年には古津路の土地改良区に移ってございましたが、それを 48 年に西淡町へ無償譲渡されておりますので、当初の 577 の 1 にあったものが 577 の 6 になった折に、地番の変更をしておくのが適切であったと考えております。以上でございます。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 統合いたしまして、辰美中学校がなくなるわけでございますが、現時点でその跡地等の利用は何か考えておるのでしょうか。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 現時点では、これといったものがまだ考えておりません。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それでは、先にどのような考えをするお考えか、進めていくかということについて、考えておりましたらお聞きしたいと思います。

○原口育大委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 一般質問でも質問がありまして、御答弁させていただきましたが、説明会時にはやはり地域の活性を望まれる意見が大変多くございました。従いまして、これからも関係する方、関係者に意見を聞きながら、教育委員会としても取り組んでいきたいというように考えております。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 わかりました。現今、非常に雇用の形態が不景気でなかなか戻っておりませんし、地場産業も非常に厳しい状況にありますので、地域活性に関する早急な対策を考えていただきたいということを要請いたしまして、終わります。

○原口育大委員長 ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。  
議案第85号、南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○原口育大委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第85号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥ 議案第 86 号 南あわじ市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 次に、議案第 86 号、南あわじ市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 このたびの、南あわじ市・洲本市組合立の給食調理センターを統合するという事なんですけれども、このアレルギー食についてお聞きしたいんですけども、この当面の処置、今は広田のほうでは、一応正規ではないにしろアレルギー食対応ということでやっておるんですけども、今後どうしていくんか、これから将来においてどうするのかというふうな展望をお聞きしたいと思います。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 統合によります、アレルギー食の対応につきましては、今現在組合の給食センターでやってございます取り組み、倭文小中学校、広田小中学校の給食でございますが、その中でアレルギー食対応の方がおられます。その対応につきましては、引き継いで今後南あわじ市の学校給食センターでも行っていきたいと考えております。その内容につきましては、来年の 4 月からのスタートということで、当面のアレルギー対応物質につきましては、卵と乳製品の除去ということの調理、それと今申しました、組合の給食センターで対応してるアレルギーの対応物質の除去ということについて、進めていく考えでございます。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 これは、組合立のほうについては、新しく入学してこられる方についても同様にされるということですか。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 新に入学してくる子供たちの対応も考えております。い

たします。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 実施基準、簡単なものを市のほうでつくられておるんですけども、中を見せていただいたらかなり不備がある。ほかの方いますか、いったら出してもらおうんですけど。

○原口育大委員長 ぜひ参考に。

○小島 一委員 用意できますか。実施基準。お願いできますか。

○原口育大委員長 暫時休憩します。  
再開は、午前11時といたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○原口育大委員長 再開します。  
小島委員。

○小島 一委員 今、基準をお手元に配っていただいたんですけど、これもまだまだかなり検討の余地のある部分が多いようにも思うし、余りにも簡単すぎて、これは学校とか父兄の説明程度かなというふうに思います。特に、この診断書と指示書というのは、これは重要やと思うんですけど、この負荷試験が望ましいと書いてあるんですけど、これについてはやはりやってる病院と、やっぱり1品目1日十分かかりますし、その費用等もやっぱり調べた上でできればという話になるんで、その辺ももっとわかりやすいように説明してほしいんです。この辺、これ見直す予定はありますか。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長(片山勝義) この、ただいま食物アレルギー対応の給食実施基準ということで進めさせていただいております。また、改善点につきましては、次年度になりますが、見直しをしていく考えでございます。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 それとですね、この今アレルギー対応の調理室を、工事済んだらかやっとなるかわかりませんが、つくるといふことであるんですけども、完全なアレルギーに対応するには、やはりその調理の工程ごとに人変え・部屋変えというふうなことで、かなりこの給食センターで対応するには非常に難しいというふうに理解はしておりますんですけども。

それと、コンタミネーションですね、汚染を、やはりそういうアレルギー対応室で全ての調理をアレルギー対応者に対して行う場合に、ほかの品目同士でコンタミネーション起こすといふことで、やっぱりここらはきちんと学校とか保護者に説明して、汚染が完全に除去できませんよ、排除できませんよといふこと書いてあるんですけども、やっぱりそこら辺できる範囲のことを、どこまでできるのか、どこまでがもう無理なのか、それから対象者のレベルも書かれてないし、その辺についてはどういうふうに考えておられますか。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） まず、コンタミネーションにつきましては、これにつきましては、意図しない不適切なものが混入をしてしまうといふようなことになるかと思っておりますけども、今後も4月以降はアレルギー調理室は増設して対応をしていくんですけども、その中につきましても、いろんな食材は基本給食とは別に搬入してきて、その中では調理を行います、その中同士といふこともございますので、できるだけ気をつけて調理はしていきますが、100%完全とはいえない部分があります。また、学校、保護者の方の御理解をいただきながら進めていきたいと思っております。

また、アレルギーの除去食のレベルにつきましてはでございますが、ただいまは卵、乳製品の除去といふ、一般的に数が多いであろうと思われるところの原因食材の除去といふレベルでございます。これについても、きちんと進めていけるような基準にしていきたいと思っております。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 一番感じたのが、やはり現場の調理師さんそれから栄養教諭等が、積極的にはあんまりやはり今言うたコンタミネーションが排除できないといふことで、ちょっと二の足を踏むところがあるといふふうに感じたんですけども、やはりそれは今の理由といふか、そういう流れでせつかく今対応しかかっておるんですから、これはやはり今後全

市的に広げていってもらいたいということで、それにつけても、やはりもうちょっときっちりとしたアレルギーに対応する給食に対する手引きとか基準を整備していってもらわんと、ちょっとこの基準では本当に説明程度、保護者に説明する部分程度で、現場サイドではこれではちょっと対応仕切れないと思うんで、今後このきちんとした手引き研究してやっていくということはどう考えてますか。

○原口育大委員長          教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義）          これにつきましては、学校のアレルギー疾患に対する取り組みのガイドラインというようなものも参考にして、この基準書をつくったところですが、そのガイドラインに沿ったようなことで進めていきたいと考えております。

○原口育大委員長          小島委員。

○小島 一委員          ほかに、もう既にやっておる給食センターかなりありますんで、それらを参考にして、やはり対象者に対する手順、申請、面談、いろいろあると思うんですけども、それから調理の手順等々あると思うんで、そこらをきちんと整備した上で、徐々にやはりアレルギー食というものを広げていっていただけたら、やっぱり市としていいんじゃないかなというふうに思うんで、今後、部長、どないですか。

○原口育大委員長          教育部長。

○教育部長（岸上敏之）          今後進めていくわけなんですけど、この、今、御配付させていただきました実施基準の2番目に実施決定基準この③、家庭でも食事療法を行っていること。これは、非常に大事なことでありまして、家庭、学校、さらに給食センター、これが十分に連携を図って取り組んでいこうとするのが給食センターでのアレルギー対応かと考えております。従いまして、この4月にアレルギー対応室も完成しまして、もう少し早く完成するんですが、それで実施になっていきます。それで、市の給食センターも、そのアレルギー対応室で調理をするのが初めてでございまして、いろんな、今、想定をしております。それで、1学期の間に十分その取組状況を見ながら、今後は、できうる限り組合のほうで実施しているアレルギー対応食に近づけていきたいというように考えて、市の給食センターでも取り組んでいきたいと思っております。

○原口育大委員長          小島委員。

○小島 一委員 最後になります。そういうことで、今、組合の給食センターでやっているのは、必ずしもアレルギー対応食というて胸張って言えるような調理内容ではないというふうに、現場でも思っておるし私も思っております。これを一步進めて、やはりできるだけ他所から参考にされるようなものにしてもらいたいということで、私の質問を終わります。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。  
楠委員。

○楠 和廣委員 今、小島委員から、学校組合との給食事業の統合に対してのアレルギー対策の事業について質問があったわけですが、関連した質問になりますが、今議会またこれまでの議会では、いろいろと米飯給食について質問があった中で、私も平成19年に6月議会で質問をしましたが、今回の議会でも2人の議員さんが質問されて、同じ答え、答弁だったように思います。5年も4年もたって、なかなか執行部として、担当課として対応がなされてないという、その背景についてお伺いをいたします。米飯給食への取り組み、もう今まで十分答えは同じ答えばっかしだったんですが、それらの取り組みについて、前教育長の時代と今の教育長の時代と変化があるわけですが、その米飯給食、いつも南あわじ市いろいろと視察研修が来るわけですが、冒頭に挨拶の中で農業立市ということで大きな声で自負をしておりますし、そうした農業立市の背景にあるやはり地産地消、それと県が推進しております「おいしいごはんを食べよう運動」のかかわり等々についてまずお伺いをしたいと思います。米飯給食についての取り組み。

○原口育大委員長 楠委員、直接この議案からずれる部分についてはちょっと答弁は控えていただいて、給食センターの設備とかいうことであればですけど。いかがですか。  
教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今、委員御指摘のとおり、ここ数年来言われるような答弁をさせていただいています。今回もそうございました。それで、当然、今言われるように農業立市である上に、地産地消も、淡路島内なんですけれども、ほかの2市に比べて利用、これは利用率といいますか60%から70%で、洲本市、淡路市は30%から50%の間と認識しております。地産地消の割合も多いし、そこで南あわじ市産の米をというようなところでございます。それで、今後におきましては、同じ御答弁になるかと思いますが、それに向かって取り組んでいこうというのが今の教育委員会の考え方でございます。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員       これ、委員長、質問ちょっとずれとると思うけ、やっぱり給食事業等についての質問やさかい。

○原口育大委員長       米飯給食をするかどうかという部分。

○楠 和廣委員       アレルギーも、やっぱり米飯給食に伴う給食事業かと思うんですが。質問続けてよろしいですか。

○原口育大委員長       はい、どうぞ。  
楠委員。

○楠 和廣委員       今、教育部長から同じような、5年も6年も前も同じような答え。そして、アンケートもとったということだったんですが、先ほど南あわじ市の場合は地産地消で60%、それはもう今議会でも説明は聞いておるんですが、いろいろと検討すると言っただけで、もう5年間もかかって一步も前進しとらんような感じやし、いつも言うんですが、いろいろの給食事業の経緯があって現在にいたつとるので、なかなか米飯給食に取り組みにくいと。そして、給食事業が始まって10年からなるんですが、5,000食以上の給食が、今、大体3,000食余りで、その分もやはり米の消費も週3回であればパン食が2回でありますので消費が減っておると。それと、先ほども言いましたが、県が推奨しとる「おいしいごはんを食べよう運動」に、どんな市がかかわりをしておるかという答弁が漏れとったと思うんですが、その点を含めて再度お答えを願いたいと思います。

○原口育大委員長       教育長。

○教育長（岡田昌史）       楠議員おっしゃってますように、今議会ではその米飯給食の完全実施という御意見、質問がありました。楠議員おっしゃってますように、ここ4年、5年ずっと同じ答えしかないと、こういうお話でございます。私自身は、いやいや、そうではないという思いしております。というのも、この前の議会でも少し答弁をさせていただきましたけども、要は、今、日本の米の消費量とパンの消費というのがどうもパンのほうが逆転したよと、こういう情報が、今、発表されたような感じを受けてます。こういう状況の中で、実は昨年その児童生徒に給食にかかる米飯なりパン食のアンケートをとってりました。いわゆる、現状の米飯3日とパン2日というので、70%ぐらいが現状維持の希望があったわけです。もちろん、それはやっぱりアンケートとして一つは尊重せざるを得んところがあるしという思いで、去年はそのような答弁をしました。でも、ことしになりました

て、やはり一般家庭におけるパンの消費というのはかなりふえてきたと。ということからしますと、おっしゃってますように、南あわじ市の農業とかあるいは米の消費拡大とか、いろんなことを考えてきますと、やはりもっと取り組んでいく必要があるのかなと、こういう思いでおりますんで、先般の議会でもそのような答弁をさせていただいております。ですから、過去4、5年全く同じというようなお話ではないということだけ御理解を特にいただきたいなど、このように思います。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 もう御案内のとおり、社会的にいろいろと産業、農業を取り巻く変化があるわけですが、その観点からもやはり農業立市、先ほども言いましたが、農業立市である南あわじ市のやはり特徴を生かした給食事業の取り組みが求められる時期にきとるんでないかと思うし、やはりこのアンケートもとったと言いますが、今、答弁の中でいつも食育の観点からやはりそういったパン食も必要だというような答弁があったように思うんですが、やはりアンケート調査をとれば、「朝食、今何をしておりますか」「御飯を食べておりますか」「パン食でありますか」というアンケート調査はとっておらないように思います。やはり、そのアンケート調査をとれば、おのずとほとんどの家庭では朝食がパン食の家が多いんでないかと。そういう現実を踏まえた中で、やはりもとに戻る、農業立市、地産地消の観点から、南あわじ市として、教育委員会として、給食事業として、もう早急に取り組むべき時期に来ておるんでないかと思うんですが、その点いかがですか。

○原口育大委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 学校給食の、子供自体の数がかなり減ってきておって、例えば週5日の完全実施になれば、それはそれなりに米の消費にはつながると思います。そこまでおっしゃるような状況であれば、やっぱり市挙げて市民挙げて、米の消費拡大というようなものもやっぱりもっと広く推進していくような取り組みが必要かなと。一方で、その学校給食だけで米の消費拡大というのは余りにも視点が、やっぱり市挙げての取り組み、一般家庭でも、あるいは農家の家でも朝食にパンを食べている農家も当然あると思います。ですから、やっぱりその辺をしっかりと踏まえていただくほうが、米の消費拡大という分野では市を挙げての取り組みが望ましいかなと。ですから、議員おっしゃってますような思いは、我々のほうもやはり時代が変わってきたなど、そういうことで何とか取り組んでいこうという思いでおりますんで、その点は御理解をいただきたいと、このように思います。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 今、教育長は市を挙げて取り組むということですが、市を挙げてでなしに、県が「おいしいごはんを食べよう運動」を展開してるというところで、その県のかかわりと市のかかわりは、どういう、今、推進事業にかかわっているかという質問に対して答えがなかったんですが。

それと、いろいろ数字的には給食日数が194日、まあ200日ほどの中で、80日がパン食で120日が米飯給食というような実態は把握する。それと、1日の1回の給食事業にかかわる米の消費が321キロというような数字的なものも出ておるんですから、やはりそういった県の推進運動、また市のかかわりもそういった中でもっともっとより前向きに事業として取り組んでいくべきでないかと思うんですが。県のかかわりの運動のかかわり、市がどのようにしておりますか。

○原口育大委員長 調理場の条例の中に、そのメニューのことというのは、設備としてあるかどうかということは当然含まれると思うんですけど、メニューの回数をふやせどこのこうのという部分の質疑は、この条例とはちょっと離れるように思うんですけども。

楠委員。

○楠 和廣委員 86号の議案に該当せんというので、またその他の部分で聞かせてもらいますので。これで答弁できらんというんだったら、その他で。

○原口育大委員長 それで、よろしくをお願いします。

ほかに、質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 この、本案に関しましては、政策等の形成過程の説明資料というものをいただきました。それによって、施設の設備等にかかるそういう問題で、総事業費が7,743万6,000円ということが当初予算に出ております。その下にあります、将来にわたる効果及び費用ということで、費用の面ですが、統合にかかる財政効果額は、新規事業であるアレルギー対応を除く維持管理経費は約200万円減額となり、組合給食センターの改築による一般財源削減効果は、単年度ベースが500万円であるということですが、これをもう少し詳しく説明願いたいと存じます。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 維持管理経費につきましては、ただいまの組合の給食センターの維持管理費から、今後、統合後の給食センターの維持管理費をにらんだところの削減効果でございます。アレルギー対応を除くと書いてございますが、これはレベルアップ、グレードアップをしたという意味で、本来であればこちらの給食センターにはアレルギー室は増築なかったもので、取り組みもなかったものですので、グレードアップした部分については外させていただいて、通常の維持管理経費の差を検討させていただきました。

また、改築による一般財源の削減効果ということでございますが、ただいまの組合給食センターを存続するとしますと、建物が耐震対応でございませぬので、もう老朽化も進んでおりますので改築が必要になってきます。そういったところで、改築になりますと、ただいまのあるところで立てかえというのでは用地も狭小でございますので、土地を求めてまた改築ということもございませぬので、そういった部分の単年度ベースの効果が500万円という表現をさせていただきました。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 統合によりまして、統合されたほうの給食センターでは、人員がやはり余ってふえるんじゃないかと思うんですね。そこで働いていた人たちが、今度市の学校給食センターに移ると思います。そういう関係と、今アレルギー対応による費用ですか、そういうのを足しますと、どんなような状況になるんですか。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 現在の職員数が37名でございます。そこへ、県の職員は省きまして市の職員のことですけれども、そこへ組合の給食センターの職員が6人こっちは移ってきますので、その6人につきましては、今までの人件費プラスというようなことになります。

その内訳としましては、やはりアレルギー対応の部分に、増築した部分にかかわる職員が必要になってきますので、そういったところの、それと配送もふやすということのところでは6人の必要が出てきてございます。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、維持管理経費等は約200万円ということになってきますが、配送とかアレルギー対応で、アレルギー対応では経費や費用はかかるんでしょうか。2つお願いします。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） アレルギー対応調理室へは、今、検討中ですが、2名ないし3名の職員を配置する予定にしております。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、配送の人員が余分にこの中に入っていないという計算でよろしいんですか。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 配送は2台ふやしますが、現在も組合の配送職員は、組合のほうで配送の業務にあてておりますので。

それとあと、給食数もふえますので、基本給食の調理のほうへも人員を配置する予定でございます。

○登里伸一委員 終わるときです。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 意見がありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第 86 号、南あわじ市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第 86 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑦ 議案第 67 号 平成 24 年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

○原口育大委員長 次に、議案第 67 号、平成 24 年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

委員間討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 意見がございませんので、討議も終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第 67 号、平成 24 年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑧ 議案第68号 平成24年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○原口育大委員長 次に、議案第68号、平成24年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 単純なことをお聞きしたいと思います。46ページ、歳入の5款諸収入、4項の雑入で5目の雑入であります。2,833万2,000円が返納金となっております。まず、この中身といいますか、内容はどんなものなのでしょうか。

それと、どうして返納金として返納されるのか、それをお聞きしたいと思います。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この2,833万2,000円は、平成23年度の療養給付費負担金、精算返納金でございます。これは、市のほうから後期高齢者医療広域連合のほうに、療養給付費負担金として当初6億2,700万円ほど負担金として納入しておりましたが、使った医療費が少なかったということで返納されるものでございます。

○登里伸一委員 よくわかりました。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 意見もございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第68号、平成24年南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑨ 議案第69号 平成24年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○原口育大委員長 次に、議案第69号、平成24年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 また単純なお尋ねになるかもしれませんが、お願いします。

歳出の54ページですが、歳出の1款のサービス事業費のところに、13節で委託料308万4,000円、介護予防サービス計画作成委託料というのがございます。介護予防サービス計画とは、ケアマネジャーが取り組んでいられるものを指しているのでしょうか。

また、介護認定が約1カ月かかると、遅いなという患者の人からの、患者というんですかね、利用者といいますか、認定をしてほしいという人の声が聞こえてまいります。早く認定していただいて、早く利用したい旨患者さんがよく言われるんですが、その現状と理由をお聞きしたいと思う次第です。

以上です。

○原口育大委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(小坂利夫) まず、前段の介護予防サービス計画作成のことですが、ケアマネジャーによりますケアプランの作成のことです。ただ、この介護予防とついておりますように、ここでは要支援1・2の軽い方のケアプランの作成でございます。これが、地域包括支援センターで行っているケアプランのうちの、外部の事業所へ委託する委託料

ということでございます。

それから、後段の認定にかかる期間1カ月ということでございますが、国のほうとしての基準として30日というのを定めております。本市での実情は、30日を少し切っております。28日から9日ぐらいで、それまでに認定を出すようにしております。

以上でございます。

○登里伸一委員      終わります。

○原口育大委員長      ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長      質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長      意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長      異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第69号、平成24年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第1号)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長      挙手多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑩ 議案第70号 平成24年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

○原口育大委員長      次に、議案第70号、平成24年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員      たびたび申しわけないんですが、58ページ、使用料及び手数料の手数料のところですが、衛生手数料1目、これの訪問看護手数料と442万4,000円というのがございます。訪問看護手数料の内容は、例えば看護の時間とその内容によりいただくものであるのかお聞きします。

それから、補正予算では442万4,000円の減額で、これは4月から9月までの6カ月間であろうと推測しますが、当初予算よりも約14%の減、約7分の1の減額ですが、これは訪問看護師の減少によるものなのか、利用者の減少によるものなのかを含めて、現況もお聞きしたいと思います。

○原口育大委員長      長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）      まず、前段のサービスの内容ですが、訪問看護師が利用者さんのお宅へお伺いして、その看護のサービスを提供いたします。これは時間によって単価が決まっております、30分未満でありますと4,780円、また60分未満でありますと8,360円というふうな単価が決まっております。提供するサービスの中身はといいますと、いわゆる看護師が利用者さんに対して必要なケアを行うというものでございます。

それから、後段のその収入減の理由でございますけども、まず1点、理学療法士が1名おるんですが、その理学療法士が11月から産前休暇に入っており、産後もまた育児休業等とする予定でございます。その影響によって約350万円の減額、収入見込みが減となる見込みであるということと、看護師4名が訪問看護に携わっているんですが、その利用回数の減として約90万円、合わせますと約440万円の減というところでございます。

○登里伸一委員      終わります。

○原口育大委員長      ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長      質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第70号、平成24年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑪ 議案第72号 平成24年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算(第1号)

○原口育大委員長 次に、議案第72号、平成24年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 75ページの、歳出の15節工事請負費150万円ですが、処分場維持工事費とありますが、まずこれの内容をお聞きしたいと思います。それですね、25節の積立金、産業廃棄物最終処分場基金積立金でございますが、これを4,436万1,000円を積み立てましたら、総額的にこの時点で幾らになるのかをお聞きしたいと思います。

○原口育大委員長 生活環境課長。

○生活環境課長(高木勝啓) まず、工事請負費の150万円でございますけれども、今まで植樹した部分がありますけれども、どうしても雑草に負けて生育しにくいところがございます。それにつきましての補植なり、あと水路があるんですけれども、水路の例え

ば土砂がたまっているとことか、そういうような請負工事費で150万円おいてございます。

それと、積立金でございますけれども、積立金につきましては、前年度まで3億8,600万3,000円ということでございましたけれども、このたびの4,436万1,000円を補正することによりまして、4億3,036万4,000円の基金積立になります。

○登里伸一委員            終わります。

○原口育大委員長        小島委員。

○小島 一委員            ごみの量の大体前年度比というか、ふえてるのか減ってるのかというふうなことはどないなってますか。

○原口育大委員長        生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓）        処分量なんですけれども、実は平成22年、23年、この処分量につきまして大変不安定でございました。その原因は、民間の残土を扱っている処分場の価格が、私どもの処分場よりも安かったということが原因でございます。そして、今年度、24年度なんですけれども、おおむね23年度並みの処分量のペースに乗ってきてございます。といいますのは、先ほど申しました、民間の処分場が年明けぐらいから計画処分量がほぼ達成しておりますので、搬入を制限するということになりまして、こちらの南あわじ市の産業廃棄物最終処分場のほうへ幾らか流れてきている傾向にございます。

○原口育大委員長        小島委員。

○小島 一委員            そしたら、あと有効にあとどのぐらい処分できるんか、量ないし年数ですね、今のままでいったらあと何年ぐらいもつんかという、それはどないなってますか。

○原口育大委員長        生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓）        平成23年度末の埋め立て率が66.37%でございましたけれども、全体の埋め立て量が145万3,910立米、23年度末が96万4,948立米で66.37%でございます。ただいまのところ、おおむね100万立米に近づいておりますので、70%を少し超したところだと認識しております。年間立米に換算いたしまして、前年度の実績が4万立米でございましたので、ほぼ年間この数量が実績として挙がってくるものでございます。ですから、残りが45万立米ということですので、10

年余りで計画量が達成されるということでございますけれども、ただ一つ、この数量につきましては経済的な状況によって大変違います。合併前の平成16年、この数量を見ますと16万2,000立米がございました。といいますのは、23年度に比べて4倍の処分量があったわけです。生活環境課といたしましては、毎月毎月この処分量の動向を注視いたしまして、今後の動向をはかりたいところでございますけれども、約10年と見通しを立てております。

○原口育大委員長       ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長       質疑がありませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長       ないようですので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長       異議がありませんので、これより採決を行います。  
議案第72号、平成24年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算(第1号)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長       挙手多数であります。  
よって、議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑫ 議案第92号 社会福祉法人に関する事務の委託について

○原口育大委員長       次に、議案第92号、社会福祉法人に関する事務の委託についてを議題とします。  
これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑はございませんか。

小島委員。

○小島 一委員       これ、本会議場で、何か監査権限はどこが持つんかというふうな質問あって、確認をとるいうてあのとき確認もうたっけね。県が権限を持つというふうに。

○原口育大委員長       長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）       この、事務移管については、責務と権限の関係がござい  
ます。事務を受託した側、県側ですが、県のほうの受託事務の範囲内においては、自己の  
事務として処理することによって、委託した側、市ですが、みずから当該事務を管理し及  
び執行した場合と同様の効果が生じるという解釈でして、法令上の責任は県に帰属するこ  
とになる。従って、事務委託後に市に特段の責務は生じないというのが責務の関係です。  
権限の話ですけれども、事務委託によって県が所管庁となった社会福祉法人の事務所があ  
る市、南あわじ市に所在しているような場合ですが、当該法人の行為が法令や定款に違反  
している疑いがあれば、第一義的には県が対応、つまり県の権限として行うけれども、当  
該市町としても本項を根拠として報告徴収等を行うことは可能であるという、今回の事務  
委託についての県が出しているキューアンドエーの回答でございます。従って、権限とい  
う部分については、市にも、どこまでかという部分についてはその詳細は今後のことにも  
なりますが、あるんはあるという解釈でございます。ただ、前回の提案時の質問の中で、  
法人に対する権限、監査権限ですが、事業所に対する法人に対しての、社会福祉法人に対  
しての今回の事務等の委譲及びそれを受けて今度は県へ返すという委託でして、事業所へ  
の監査権限は今回の一括法の中ではまだ県に残ったままです。従って、事業所への権限は  
直接的には市にはないと、今までどおりの状況が続くということです。

○小島 一委員       終わります。

○原口育大委員長       ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長       質疑がないようですので、質疑を終結します。

委員間討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長        ないようですので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長        異議がありませんので、これより採決を行います。  
議案第92号、社会福祉法人に関する事務の委託について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長        挙手多数であります。  
よって、議案第92号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑬ 議案第93号 学校給食に関する事務の委託の廃止について

○原口育大委員長        次に、議案第93号、学校給食に関する事務の委託の廃止について  
を議題とします。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長        質疑がありませんので、質疑を終結します。  
委員間討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長        意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長        異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第93号、学校給食に関する事務の委託の廃止について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑭ 議案第94号 学校給食に関する事務の受託について

○原口育大委員長 次に、議案第94号、学校給食に関する事務の受託についてを議題とします。

質疑はございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 この、手続上のことについてちょっとお伺いします。学校組合については、これは廃止は南あわじ市と洲本市と両市でやって、さらに受託についても同様、プラス組合議会というふうなことになると思うんですが、この辺の次の統合に向けての手続上のどういうふうな経緯を経てなるんかということ、ちょっと説明いただけませんか。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 地方自治法の252条の14によりまして、普通地方公共団体は、協議によって規約を定めるということになってございます。そういうようなところで、この各両市の議会でこの事務の委託についての協議をいただきまして進めさせていただくというものでございます。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 それに、組合立の議会の議決を最終いるという、それできちんとしたものになるというふうな解釈でいいんですか。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） さようでございます。

○小島 一委員 終わります。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。  
川上副委員長。

○川上 命副委員長 今回、学校組合の議員になったんですけど、この事務一切を南あわじ市に委託するということと、この3条の2、前項の南あわじ市長が特に必要があると認める経費について南あわじ市長が洲本市長の、こういったことは協議して決めるとあるのはどういう内容的なものか、ちょっと。一切事務を委託した中で、経費そのものについて。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 今後の運営経費の負担につきましては、児童生徒数の按分によりまして、比率によりまして今後洲本市からいただく予定にしております。

○原口育大委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 今、この学校組合の中で、生徒数はどんなようになってんのかな。

○原口育大委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 洲本市の関係の生徒さんが、ただいま101人という、ことしの5月1日の調査では、洲本市の生徒さんが101人ということになっております。

○川上 命副委員長 洲本が101人やね、広田は。

○原口育大委員長 広田は幾らですか。  
教育長。

○教育長（岡田昌史） 今、5月1日の数字を言うんですけども、今現在の数字を申し上げます。洲本市が104人に、南あわじ市が491人、小中合わせてです。595人ということになってます。

○川上 命副委員長 わかりました。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 意見がないようですので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。  
議案第94号、学校給食に関する事務の受託について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第94号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。  
昼食休憩のため、午後1時まで休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時00分)

⑮ 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について(さんゆ〜館)

○原口育大委員長 再開します。  
それでは、議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について(さんゆ〜館)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員       この件について、今までのアクアプロから業者が変わることについての経緯をちょっと。

○原口育大委員長       健康課長。

○健康課長（小西正文）       24年度3月末をもちまして、指定管理業者がアクアプロで今までやっておりましたが、指定管理期間が終了するためございまして、それに基づきまして、南あわじ市の中で検討委員会を開きまして、それから一般公募いたしまして指定管理業者を選定いたしております。

○原口育大委員長       蓮池委員。

○蓮池洋美委員       特に、ここがその専門というか、専門のそういう業者でないということの中で選択をされたわけなんやけども、現実前回より指定管理料が値上がりをして指定管理するという事になったわけなんですけど、その値上げをせんなんという主な原因はどいうところにあったんでしょうか。

○原口育大委員長       健康課長。

○健康課長（小西正文）       既に、12月議会におきまして、さんゆ〜館の収支状況という形で資料をお配りさせていただいております。それで、その収支状況で、今現在指定管理を受けておりますアクアプロにおきましては、平成20年から24年度におきまして赤字決算というような形になっております。

○原口育大委員長       蓮池委員。

○蓮池洋美委員       赤字決算になつとるから増額したと、ただそれだけなん。

○原口育大委員長       健康課長。

○健康課長（小西正文）       健康課におきまして、さんゆ〜館とゆーふるを今現在所管して

おりまして、ゆーぷるにおきましては、会員券じゃありませんが、回数券で100枚を今4万円で販売しておりまして、1回利用あたり400円ということになります。さんゆ〜館におきましては、大人の場合ですが、1年間の会費が3万円ということで、300回利用しますともう100円というような形になりまして、料金格差が非常に開いているということになっております。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今、聞きよんのは、要は決算を見とって、これでは値上げをせなあかんというて、担当課がそう感じて上げとんのか、それともそういう交渉の中で上げざるを得んということによって上げたのか、あるいはもうちょっと違う方法が何か手法的にあるのでもないのかというようなことの中で値上げをされたのか、それを聞きよんねん。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 両施設は、設立当初から、いろいろ旧町のその施設の目的によって若干相違がございます。これは、今まで議会でも答弁させていただきました件でございまして、ただ、今、現実にそれぞれの施設の運営状況を見ますと、今、課長が言いましたように、さんゆ〜館についてはかなりな赤字を続けております。その理由としては、今先ほど言いましたけども、会員券であるとか施設の大きさ、その辺の経費によってこういう収支の状況が脱却できないというようなことで、当然赤字が続いておる中で、25年度からの指定管理を委託する上で、市といたしましてもいろいろ検討いたしました。やはり、今の状況では当然指定管理料をかなり上げないと業者に受けてもらえないだろうと、そういうふうなことから、管理料もそうですけれども、会員券等の改正によりまして、今現在提案をしております指定管理料によって、今回事業者さんが2事業者さんでございましたけれども、そういう事業計画なりをプロポーザルによりまして、市の選定委員会、そこで判断をしたものでございまして、やはり繰り返し言いますけれども、その経営状況を見て指定管理を受けてもらえる、そういう条件等を市のほうで検討させていただいたというところでございます。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 この、両施設についての考え方は、あとのゆーぷるのところでも聞くとして、特に気になることは、この指定管理を今度される業者について、このサンライズの今現在指定管理を受けておるわけなんですけど、どうも指定管理者であるべき行為が何か少

し勘違いされておるやに聞こえてくるねん。それは、何かサンライズの屋外の芝生を使った何か企画事業をされたようです。それによって、結果として芝を大きく傷めて、その責任問題について、これは聞くだけの話なんです、その事柄について、いわゆるあとの処理の問題やと思うんですが、そのことについて何か聞いてませんか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 我々の所管のほうには、そういったことは耳には入っておりません。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そういうふうなことで、あとの処理の問題について、責任があるやのないやのというような話を聞くんです。もし、それが責任問題をほかに転化するような形をとられるような業者であれば、今後この指定管理についても問題があるのでないのかなというふうな気がするんですが、担当外のことでわからんということなんで、全体わかつとるのはもう副市長しかおらんと思うねんけども。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私のほうにも、そういう問題があるということ自体が報告をされておきませんので、問題はないと。今の時点でそういうことでしたら、私はそういうしかな言えませんが、私のところには問題があるという報告はありません。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。  
小島委員。

○小島 一委員 まず、このプロポーザル、今2社が応募されたいうふうに言われたんやけど、名前言うのは差しさわるんかな、だったら言わんでもええねんけど。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 2社といいましたら、今現在指定管理をしておりますアクアプロ、それと、今、候補者として上程させていただいております株式会社かいげつでございます。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 これは、どこがこちらを採用したという決め手というか、そういう違いがあったんですか。もう、トータルの点数で決めたと言われたらそれまでやけど。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 選定委員会のほうで、両事業社から事業計画等のプロポーザルを受けたわけでございまして、その採点基準というようなものを事前にこさえております。運営の実績であるとか経営基盤、それからその事業計画書による審査、また収支計画と、そういった項目によって採点をするわけでございますけれども、今、具体的な点数を申し上げられませんけれども、それなりの開きがこの件についてはあったと、そういうふうなことでございます。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 それなりの言われたらようわからんねんけど、トータルの点数の差で決めたといいふうに理解して。

次に、今現在さんゆ〜館、ゆ〜ぷる、それからゆとりっくのおふろ、サンライズ淡路、これそれぞれの入浴料いうたら、全部基本的には600円で統一はされとると思うんやけども、最安値いうたら今幾らぐらいになってますかね。ゆ〜ぷるは400円、回数券買えば400円ですわね。ゆとりっくは、ちょっと一部プールと浴室ということで、若干性格は違うかなと思ったりするんですけど。あと、伊加利にも施設ありますし、それぞれのちよつと料金を。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それぞれ、3施設の利用料金についてですが、1回ごと入る当日券につきましては、今、議員さんの言われたとおり、1回600円ということになっております。あと、回数券というのがありまして、これはさんゆ〜館、ゆ〜ぷるでつくっております。10枚つづりで1割引で販売しております。大人ですと5,400円ということになります。あと、ゆとりっくにつきましては、年会費ということ。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） ゆとりっくにつきましては、恐らくで申しわけないんですけど、年会費が2,000円だったと思います。それで、月々の会費といいますか、それが5,000円だったと思います。それと、会員券になるについて、当然1回ですけれども5,000円がいったと、そういう会員の資格を取るのに5,000円がいると。それで、通常年会費として2,000円、それと月に会費は5,000円と。年を通しますと6万2,000円。それと、いわゆる会員になる5,000円は最初だけなんですけど。週に5回、年間300回入るとして、今言う年間1回あたり200円余り、6万2,000円を300回で割っていただいたら206円ですか、200円ちょいです。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 ゆーふるは100枚つづりで4万400円というのは、これは間違いないねんの。それと、伊加利が1回100円ぐらいですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 伊加利の湯の川荘につきましては、年齢に応じて金額が決まっております、60歳までは300円、60歳から65歳までは200円、65歳以上が100円であったかと思えます。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 さんゆ〜館について、会員が今550名程度ということで、もう1点は、この550名というのは、全部市内の住人の方になってます。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 市外の人も含まれます。

○小島 一委員 何人ぐらい。

○健康課長（小西正文） 60人ぐらいが市外ということでお聞きしております。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員       これはどういう考えのもとに、市内、市外同一の扱いをされとるという  
ことによろしいんですか。

○原口育大委員長       健康課長。

○健康課長（小西正文）       そのとおりでございます。

○原口育大委員長       小島委員。

○小島 一委員       それと、この会員さんについて、今回こういう形で値上げというか、  
会員券については下がるんですけど1回100円いるというふうなこと、それから実態と  
いうかそういうふうなことのアンケートしたり、そういう調査はされたんですかね。どう  
いうふうに思ってるか、考えているかというふうな。

○原口育大委員長       健康課長。

○健康課長（小西正文）       その調査についてはしておりません。

○原口育大委員長       小島委員。

○小島 一委員       値上げが1点と、もう1点が、結局会員券を買って、さらに小銭を持  
っていくのがぐあいが悪いというふうな声も聞こえてくるんですけども、これについて何  
らかの解決、例えば2段階の会員券、例えば回数の少ない人は安い会員券で1回100円  
もっていただくと。毎日のように来る人はもっとぼんと上げてあとの小銭なしという、そ  
ういうようなことの考えもできませんか。

○原口育大委員長       健康課長。

○健康課長（小西正文）       1回の100円につきましては、10枚の回数券で対応でき  
るというのをお聞きしております。

○原口育大委員長       小島委員。

○小島 一委員       さっき言うたみたいに、これ指定管理料、平成20年と21年が60

0 万円で、それから1,550万円、今回2,000万円と、市の当然一般財源からのお金ですわね。そのお金をつぎ込んで、市内、市外の区別なしにというのはどういう考えですかね。これ、やはりある程度はやっぱり会員券そのものについても市内、市外、当然差があつてしかるべきかなと思つたりするんやけども、どないですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） いろいろな施設の料金体系を見ますと、そういうふうな市内、それから市外の区別はしてあるところもかなり多いと思います。言われることもごもっともな面があると思います。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 なかなか、これね一遍に率だけでいうたら200%で、すごい倍になったという考えもできるし、金額でいえば、ほかの施設は今聞いたみたいに1回来る人は600円から、ゆーぷるの100枚で1回400円というふうな幅があつて、この施設については今現在100円ぐらいということなんで、そこらをどういうふうにつまめるかということで、その値上げに対する思いが違ってくるんかなというふうに感じるんですけども、これはどないなん、やっぱりもっと明確に何で上げられないかのか、赤字が出るさかい上げるんやというふうなことの説明でええんですかね。

○原口育大委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、同じ施設で市内に3カ所ないし4カ所あるわけですが、やはりさんゆ〜館につきましては、従来より福祉に重きをおいた施設ということもありまして、それにも若干配慮しながら、3施設の料金体制も少し接近させていくというべき考え方で、このような形で料金のほうを提案させていただいて公募に至っております。

○原口育大委員長 小島委員。

○小島 一委員 非常に、利用者もほとんど顔見知りの人が多いということで、なかなか交流の場にもなってるようにも聞いてますし、そういう設立当初福祉を目的というふうなことでしたけども、当然サンライズにしてもあれ健康増進施設、福祉を目的につくつとるわけです。ただ、その時々補助金とかの違いで、いろんな名称が変わってるんかなと。それで、利用するほうは別に目的何であってもおふろはおふろなんや。だから、その辺や

はりもっと説明をきちんとして、さっきの給食の件でもそやけど、やっぱり説明が若干足らんの違いかなと。もっと、やはり明確な説明をしてやらんと、なかなか赤字いきよるさかいにいうて上げるいうてもそれはそれで一つの理由やけど、今まで利用してきた人が納得してもらて、やっぱりほかに市内にようけ同じような施設があつて、値段がばらばらやというふうなことやと思うんで、そこらをもっときちんとして、納得いかんでも理解できるような説明をしてもらわんとぐあい悪いん違うかなと思うんですけど。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 25年度から指定管理をしていただく上について、当然担当部のほうも今のさんゆ〜館の収入、支出、本当に精査した結果でございます。ただ、今5年間を見ますと、事業者のほうも大概努力はされてやっとなんですけどもこういう赤字が続いとると。今回、再度市といたしましても、その収入また支出を精査いたしまして、やはり指定管理を受けていただける金額といたしまして、この2,000万円を限度として、今の会員券も若干引き上げさせていただいたと、そういうところで今回提案をさせていただいたところです。利用者さんの皆さんに十分な説明がなく、これまできとるといふ点では反省しとるわけでございますけれども、いろんな点でまた理解を得られるように、また説明等はしていきたいと思っております。

○原口育大委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 蓮池議員と小島議員とずっと聞きよったんですけど、要はこの25年度から指定管理を募集したときに2社きた、アクアプロとかいげつけ、来た。そういう中で、その選択のときに会社の信用度とかいろいろ言われるけども、そういうことより、要はさんゆ〜館をいかにするかそして安くするかというような、そういったことがその業者選定の中に入っとらんのかな。ただ、会社のそういった内容ばかりいうて指定管理をしよんのかな、どういうことで選んでるんですか。これ、結局変わった途端に高くなったということになれば、業者そのものが変わって何で高くなんのなということ、市民は納得せえへんと思うねん。部長な、ここに傍聴もおるけど、要は市民が何で高なんのと、100円ずつ入れて、100円でもこの250回やったら2万5,000円かな、それから基本料金からいうたらかなり上がるようなこと聞いとるんやけど、まだはっきりそこら何しとらへんけど、そういったこと、業者が変わって何で上げるのな、上げる理由は電気代が高くなったんか、何が高くなった、こうするさかい使用料上げなんたらあかんねんと、入浴料や。そういったこと、市民の方や我々にもわかるようにもう一遍説明ちゃんしてもらわんだら、これ賛成するにも反対するにもでけへんがな。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 25年度からの指定管理をしていただく上で、当然市といたしましても、今のさんゆ〜館の運営について、収入それから支出について十分精査をいたしました。やはり、今の指定管理料のままでは当然受けてくれるはずもないというところで、今回いろいろ年会費の引き上げ、それから指定管理料の引き上げと、そういう指定管理料につきましては、2,000万円を上限として指定管理者の募集を行ったわけです。上限が2,000万円で、提案してくる事業者として、要は2,000万円以下であったらええんですけれども、今回の場合は両者とも指定管理料については2,000万円で提案をしてきたと。それで、選定委員会におきましては、その判断する選定基準といたしまして、先ほど言いましたけれども、いろいろな項目の説明をお伺いし、それで委員さんの点数によって今回の指定管理候補者を選んだと、そういうところでございます。当然、事業者さん、これからいろいろ収益を上げるための施策というんか方法もいろいろお伺いをいたしました。やはり、両者においては若干そういうPRといいますか集客の手法、いろんな部分で違いもあったと思います。そういう点を選定委員さんが採点をして、今回の候補者を選んだと、そういうふうな状況でございます。

○原口育大委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 この選定委員さんいうたら、だれのことを指してるので。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 選定委員といいましたら、今回かなりな指定管理を提案しておりまして、そのいずれについてもそういう選定委員会、そういうものを設置いたしました、そこで候補者を選んでおります。そのメンバーといいましたら、市の副市長をトップとして、それぞれの関係する部署の幹部の方、それと民間の委員さんといたしまして3名の方だったかと思うんですけれども、そういう構成で選定委員会を設置をいたしております。

○原口育大委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 副市長がトップということになれば、その2,000万円という金額を決めたということに対しては、やっぱり何らかの電気料金の値上げとかいろんなも

のを含めた中で、また新たに何か施設をふやすとかそういったことですか。何で上がったんですか、指定管理。その上げた理由よ。

○原口育大委員長           副市長。

○副市長（川野四朗）           これも、皆さん方のほうにはいつてるんかと思いますが、その以前の5年間、600万円でスタートをいたしました。その後水道の値上げがありまして、水道の値上げで、これは市のほうの理由にあたるということで、その水道の水量がもう決まっておりますんで、それに水道の料金を掛けた分、その分を追加をするということで1,550万円に上げました。今回、今度2,000万円に上げたわけなんですけど、先ほど部長がお話したように、我々も人件費を含めて、水代それから光熱水費、修繕、いろいろなものを精査をした結果、さんゆ〜館については大体1億少しの経費がかかるということ、我々も精査をした結果がそういうふうになりました。その1億余りなんですけど、ものについて収入をどう見ていくのかという話になりました。今までの収入ですと、とてもそれが賄えるような形ではないということです。先ほど言いましたように、会員券を3万円で売って、300回入ろうと500回入ろうと3万円というようなことでは、利用回数は結構あるわけなんですけど、利用収入はないというふうの中では、少しこのまま指定管理をお願いするにはいかがなものかなと。やっぱり、受けていただけたところはないだろうし、万が一受けていただいたとしても、途中で投げ出されたら困りますというふうなことで、それじゃその収入に見合う分、結果的には1億少しのものをどのようにして収入を上げるのかという話になってきますと、また市のほうでもそれに不足する分を全部税金で投入すればそれは可能なんですけど、全部を投入することもこれもいかがなものかなと。先ほどのように、300回入っても3万円、600回入っても3万円、1回は大会員の皆さん方の入浴料は100円程度だと、100円以下だというふうなことでは、差額のことを税金を投入すると、これはいかがなものかということで、市のほうで会員券は今まで3万円をいただいていたものを2万5,000円に引き下げて、そのかわり1回入るごとに100円を追加していただくということにさせていただきました。そうすることによって、少しは収入が上がってくるわけなんで、その収入が上がってきたものと、先ほど来の話、従前の利用収入とそれとプラスしてなお不足が生じる部分については、市のほうの指定管理料として税金から投入するという形です。値上げをしないと、この2,000万円ではまだまだおさまりつきませんので、その値上げした部分の分が不足してきますから、値上げをしなかった場合はそれは二千数百万円になってくるということでございますので、今回会員の方々には1回100円以下で入っていただくということも、これもほかのおふろのところを見てみましたら、みんな300円ぐらいの原価がかかっております。それで、さんゆ〜館も1回600円払っていただく方々でも、そういう金額になってくるわけなんで、や

はり少し上げさせていただいて、250回入る人は結果的には200円になると。これでもまだまだ安いということになるわけなんです、急に廃止をしたり、値上げをもっともっと上げるといことはできませんでしたので、今回この部分で何とかお願いをするということにいたしております。委員の中でも、やっぱり今後はさんゆ〜館、ゆ〜ぷる、それからゆとりっく、同じ施設でございますので、料金の統一化も図っていかなくやならんというのは委員の皆さん方の御意見でもございましたので、今後この5年間の間に、次の5年間に向けて料金の統一化、管理態勢の統一化も含めて検討していくつもりではございます。

○原口育大委員長           ほかにございませんか。  
      登里委員。

○登里伸一委員           経過等、いろんな説明はよくわかつとんですが、現実にはですね、この施設は答弁では福祉に重きをおいておるといことをおっしゃってございました。それで、現在高齢者、障害者の人がたくさん行ってると思うんですが、その人たちが2万5,000円だったのを1万8,000円に下げると。それで、今度は100円をいただくということになりますと、休館日のけて全部行きますと3万3,000円ぐらいになるんですが、それと1万8,000円足しますと5万1,000円、5万円ぐらいになって、もとの2万5,000円の倍ぐらいになるんですね。そうしますと、やはり一遍に倍になるということのはもっと段階的にすべきではないかと。営業ではなくて、やっぱり段階的に上げることによって福祉の意味を持つと私は考えます。それでなかったら、やはり利用してもらうことが大きな目的になってきますから、ぜひそのようにすべきではないかと考える次第ですが、いかがですか。

○原口育大委員長           健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）       先ほどの小島議員の質問でもあったんですけど、やはり2倍というような数字を聞いたら、かなりびっくりするようなあれだと思います。先ほど来言いますように、この収入、支出を考えた上での市の持ち出しもある程度限度がございしますので、その範囲の中で利用料金、会員券の引き上げを行わせていただいたわけでございますけれども、基本的に光熱水費、支出の中では光熱水費であるとか人件費、そこらが大きいわけでございますけれども、今、現実にはさんゆ〜館の光熱水費は、1人当たりの1回あたりの入浴に際して200円相当いっとるわけなんです。ですから、今回の値上げにつきましても、やはりおおむねそういう光熱水費に見合うだけの200円ぐらいはいただいてもええんじゃないかなと、そういうふうな思いもございまして、ある程度200円に近づ

けるようなその会員券の引き上げを行ったわけでございます。会員さんでも、いろいろ入浴回数の相違がございまして、毎年、毎月、毎日入るような人もおりますし、そうでない方。ですから、ある程度その利用する回数に応じて、その利用料金も違っていくのが公平な設定の仕方でないかなと、そういうふうに思ったところございまして、2倍というような、そういうパーセンテージからしたらそういう大きなものでございますけれども、ほかの施設との比較であったり、先ほど言いました光熱水費、そこらの負担はいただきたいと、そういうふうな思いからそういう今回の引き上げをさせていただいたところでございます。

○原口育大委員長 登里委員。

○登里伸一委員 趣旨はよくわかるんですが、例えばこのいただきました資料によりますと、ゆーぶるでは指定管理料が280万円ということになっております。こういう経営ができるということもありますが、やはり福祉の立場からの施設であるということは、もうある程度金をかかるのは承知でやっと思っておりますので、多少の二千数百万円になるのは辛抱してでも、利用しやすいようにすべきであると私は考えておりますので、そのように段取りできたらと思っております。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 当然、趣旨からして温浴施設でありますので、市民の方には気持ちよくそういうふろに入っていて、心身をリラックスしていただいて、いろんなコミュニティ、交流の場として利用していただくことは本来の姿やと思っております。ただ、今、税と社会保障の一体改革といいますけれども、やはり福祉はそれなりの負担もただかんことには、高福祉、低負担というようなことは今の状況からして立ち行かん面もございまして、やはり、財源面もあつてのこそ福祉のいろんなサービスができていくもんでありますので、なるべく今の料金設定等で御理解をいただきたいと思っております。

○登里伸一委員 私の質問はこれで終わります。

○原口育大委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 この100円よの。1回ごと100円、先ほど課長が、要は枚数券でもいける言いよったな。かわりに100円ややこしいけど。そやけど、これ逆に20

0円というふろ代というのは常識で世間一般並みには通用するかもわからんけど、この100円を再々行くことに100円払わんなんということは、逆に数字のマジックで、再々行ったらよけ高くなるん違うんか。ほたら、何回以上行ったらこっちで1万8,000円か2万5,000円のやつ引くとか、そういったマジックはないんけ。そうでないと何ぼでも高くなっていくがな。行きゃ行くほど100円払うていかんなんねんさかい。そこ数字のマジックあるんだ。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 数字のマジックといいますか、仮に300回入る人、年会費が1万8,000円でございます。ですから、1回60円なんです、300回入って。それで、プラス100円やから160円。ですから、これが例えば100回、年に100回入る人、例えば1万8,000円ですから1回180円、プラス100円なんです、そやから280円。ですから、当然会員さんの方については、ようけ入るほうが1回あたりの単価は安くなると。ですから、会員券を例えば5万円にするとかね、いろいろな方法も考えたんですけども、やはり利用回数によってその年間の総利用料、そこらが入る回数によって違いのあるほうがより公正でなかるうかなと、そういうふうな思いもあって、今回の改正をさせていただいたというところでございます。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 先ほど、登里議員のほうからも意見があったわけなんですけど、値上げをすることについては、これは理解はせざるを得んのかなというふうに思います。ただ、これは利用しよる側の人からいうて、年間500回も600回も入りよる人はまた別の問題として、まず会員券を買われて利用するということに関しては同じやと思うんですが、一遍の値上げと一気に値上げということではなしに、段階を踏んで値上げをしていくということで、利用者に理解を求めるといような手立てはでけへんのかな。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 指定管理、25年度から29年度、この5年間について今回プロポーザル方式でやったわけでございまして、当然その指定管理を行う仕様というものがございまして、今回そういう会員券はこうこうこうします、ですから年間の上限額は幾らですよと、そういうふうな形で募集をさせていただいたわけでございます。ですから、今、例えば年会費について、前期の2年についてはこんだけですよと、また後期の3

年はこんだけですよと、そういうふうなやり方をすれば、当然年額の指定管理料というものはやはりその分だけ大きくなっていくと。ですから、そういう点で一つ5年間は統一をさせていただいて、上限を2,000万円の金額の中で提案をお願いしたいということでさせていただいたところでごさいます、今そういう方法もあったのかなという思いもしますけれども、今そういう指定管理料の候補として提案をさせていただいた段階では、ちょっと変更とかは難しいというところでごさいます。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 運営をする側は、それでその理由が成り立つねんけども、いわゆる一般に利用しよる市民にとっては、一気に倍近く料金が上がるということについてはちっときついのかなという思いがあります。目標はそれでわかっても、普通は段階を踏まえてスロープに値上げをしていくという計画がごく普通やと思うんやけども、その一気に対する値上げについては、利用者としては随分こたえてくんのかなというふうに思うんで、そういうふうな思いやりというのはないんかな。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 何遍も申しますけど、2倍というそういう倍率からしたら大きなことで、今、提案しとるわけでごさいますけれども、基本的に今の会員券の値上げであっても、ごらんのように2,000万円とかなり大きな指定管理料の値上げでごさいますので、やはり会員券の値上げについては、こういうところが理解を得てもらえる今の最大のところかなというところで提案をさせていただいておりますので。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それをもう一步踏み込んで、そういう考え方にならんのかって聞きよんねん。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 今の現状の提案でお願いしたいと、そういうことでごさいます。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。御意見ありませんか。

小島委員。

○小島 一委員 先ほど、登里議員のほうから福祉の施設やからというふうな意見出たんですけども、これはやはり先ほども言うたみたいに、福祉であっても全市民を対象として現存しておる入浴施設ということで、ゆーふるもゆとりっくもさんゆ〜館も同じ土俵にあるんじゃないかなというふうに僕は思います。最終的には、目標としてはやっぱりこれらの入浴施設については、やっぱり同一料金にもっていくべきであろうというふうに私は思います。ですから、まだまだいろいろとさわったり変えられないかん部分多いとは思うねんけども、この100円が200円、200%が本当にすごい値上げなんかどうかというたらまだ途中やというふうに思いますんで、僕はやはり今回の値上げ、このやり方は細部にわたったらいろいろもっと考えてほしい部分もありますけども、大筋ではやはりもういたし方ないんじゃないかなというふうに理解しております。

○原口育大委員長 ほかに、意見ございませんか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 やっぱり、何事もそうなんやけど、一遍に値上げというのは大分抵抗があると思う。そやから、やっぱり値上げは理解してもらおうとしても、それは段階を追って最終の目標に行くというのが一番理想やと思うんよな。そやから、そこらをもうちよつと検討してもろうて、利用者の人に納得はいかんにしても理解してもらえる方法を手段としてとるべきやとは思うねんな。

○原口育大委員長 ほかに御意見ございませんか。

2時5分まで休憩いたします。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 2時05分)

○原口育大委員長 再開します。

○蓮池洋美委員 委員長、ちょっと休憩して。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時14分)

○原口育大委員長 再開します。

委員間討議の途中ですけれども、ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 御意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について(さんゆ〜館)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今回の案件については、賛成という立場で手を挙げさせていただきましたが、附帯決議の提案をいたしますが、いわゆる先ほどから申し上げておりますように、一気に上げるということではなしに、段階を踏まえて上げて理解をしてもらうというような附帯決議をぜひしていただきたいと思うんですが、提案をいたします。

○原口育大委員長 蓮池委員、何か文章というか、書面を用意されてますか。

○蓮池洋美委員 いや、その中で一つ、委員長、副委員長でつくっていただけたら。

○原口育大委員長 そしたら、附帯決議の趣旨というか、それについてやっぱりちょっと議論せなあかんと思いますので、たたき台になるようなものをだれが作るかじゃなしに、ちょっと休憩中につくらせていただいて、それを共有した中で議論したいというふうに思いますが、それでよろしいですか。

○蓮池洋美委員 はい。

○原口育大委員長 では、暫時休憩します。

(休憩 午後 2時16分)

(再開 午後 2時33分)

○原口育大委員長 再開します。

ただいま、蓮池委員から本案に対し附帯決議案が提出されました。まず、蓮池委員から説明をお願いいたします。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 これを、今、皆さん方のお手元に配付していただいておりますが、1部執行部のほうにもちょっと、もう一度お聞きをしたいところが出てくると思いますので。

さんゆ〜館に対する附帯決議

公の施設においては、一気に市民の負担が上がったことに対する措置として、業者におかれては市民に対し何らかの還元事業の検討をお願いしたく要望します。

ということなのですが、例えば、この一緒に巻き込んだ状態ではないんですが、福祉部として例えば福祉対策の一つの一環として、これは市民だけですが、市民にいわゆるもう少し何かサービス券を発行してやれるというような別枠な考え方ができませんか。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時35分)

(再開 午後 2時38分)

○原口育大委員長 再開します。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について

さんゆ〜館に対する附帯決議

公の施設（さんゆ〜館）においては、一気に市民の負担が上がったことに対する措置として、業者におかれては市民に対し何らかの還元策等の検討をお願いしたく要望します。

そういう決議案なんです。

○原口育大委員長 ただいまの附帯決議に対して、委員の方の御意見を発言願います。

何かございませんか。

では、質疑がないので、質疑を終結します。

これより、附帯決議案について採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

本附帯決議案に対して、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 賛成多数です。

よって、お手元に配付の附帯決議案を、本案に付したいと思います。

⑩ 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（ゆーぷる）

○原口育大委員長 次に、議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（ゆーぷる）を議題とします。

質疑ございませんか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 これは、先ほど副市長のほうからも説明があったわけでありまして、だぶることになると思いますが。以前から、いわゆる南あわじ市の温浴施設については利

用料のばらつきがある。このことについては、各旧町で立ち上がったことなんで、それはその趣旨はようわかると。けども、もう合併してから7年、8年を迎えようとしとるときに、今これを引きずることはないだろうと。事情は、それぞれ事情は異なっておったにしろ、今、住民の目線としては同じ温浴施設やないかと、そこで何でこっだけ値段のばらつきがあるのということの中で、値段のばらつきの統一をしてほしいというのは、利用されとる皆さん方の中の大方の意見なんです。もうぼちぼち、そういうところに取り組んでもいかないかんというふうに思います。次の段階まで、次の指定管理が切れるまでの間にできるだけ努力をして、そういう方向を目指したいという、先ほど来副市長の答弁があったわけなんです、そのことについて、再度市の考え方をお聞きしたいと思う。

○原口育大委員長           副市長。

○副市長（川野四朗）           先ほど言いましたように、やっぱりこの5年間でそういうことをやっていかなければいけないなというふうに思ってます。

それと、今度ゆとりつくにつきましても、産業振興協会というのがことしの末で解散をいたしまして、もうそういうものではなくって、施設そのものが市の所有になる予定で今進めておりますので、それも合わせて、結果的にはお風呂は3つ、プールが2つということになりますので、そういうものも踏まえて、今後はやっぱり一元化をすとかいうものとか、それとか公共施設の整備等の検討委員会の中でも言われておりますように、そういう公共施設のあり方、今後もその3つ、2つをずっと存続をしていくのかどうかということも踏まえて十分に検討した上で、なおかつ料金も統一をしていくということは考えたいと思っております。

○原口育大委員長           ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長           質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長           意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について(ゆーぷる)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 賛成多数であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑰ 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について(サンプル)

○原口育大委員長 次に、議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について(サンプル)を議題とします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

委員間討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について(サンプル)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑱ 議案第91号 南あわじ市・洲本市小中学校組合規約の変更について

○原口育大委員長 次に、議案第91号、南あわじ市・洲本市小中学校組合規約の変更についてを議題とします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

委員間討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 意見がありませんので、討議を終結します。

これより採決を行います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第91号、南あわじ市・洲本市小中学校組合規約の変更についてを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

12月14日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」の声あり)

○原口育大委員長           それでは、そのようにさせていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○原口育大委員長           次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。  
お手元に配付の、閉会中調査事件申出一覧表のとおり、議長に申し出してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長           異議がございませんので、議長に申し出をさせていただきます。

## 3. その他

○原口育大委員長           それでは、その他に入ります。  
その他、何かございませんか。  
楠委員。

○楠 和廣委員           所管であります、慶野松原の保全にかかることで2、3点お尋ねいたします。

これ、教育委員会の所管だと思いますが、慶野松原の保全をする意味で、平成19年に保全の土塁が流出してその復旧で文化庁の指示が出て、蛇籠が2段設置されたと記憶しておりますが、関係する方々認識されておりますか。

○原口育大委員長           教育部次長。

○教育部次長(太田孝次)       平成19年の土塁の件に関しましては、十分承知をしております。それ以降、19年から21年までフトン籠を設置をいたしました。そして、23年度にも設置をして、2段のふとんかごを、270メートルぐらいだったと思いますが、今現在設置をした状況です。

○原口育大委員長           楠委員。

○楠 和廣委員           これは、蛇籠の設置に対しては、この地元の方が管理者との話し合い

の中で、初めは3段を要望されておったんですが、2段で設置して様子を見てまた対応せんかということだったんですが、それから時間の経過とともに、ことしは24年、21年で終わって24年、3年が経過して、現状を見ますともう1段分が砂で埋まって、1段分しか上に、季節風の風波に対しての予防がされとらんということで、地元からの強い要望があるんですが、蛇籠を当初の2段から3段への対応について、所管の担当課にどういう考えでおられるのか、逆にどういう現状認識でおられるかということを知りたいということだったので、きょうその他で聞かせていただいております。その3段目の、これも文化庁の補助事業であろうかと思いますが、今の現状認識されて、早々にその3段目の事業計画なり事業取り組みなりの考えについて伺いをいたします。

○原口育大委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） フトン籠については、今2段を設置をして、3段目の設置については整備委員会等でも検討され、要望されているのは事実でございます。そうしたことから、教育部といたしましても、文化庁等へ3段目の要望をしたところでございますが、2段を設置をして、許可を得て、それでまだ年数がたっていない状況で、3段目の設置の補助事業ということは難しい。ただし、市単でやる場合については許可はしますよというような答えを聞いております。そうしたことから、我々としても、できる限り補助メニューとして県等にも働きかけをしておる現状であります。今後におきましても、フトン籠は3段目が必要であるということは十二分に認識しておるところでございますので、今後においても継続をして、何らかの対応するよというように検討をしていきたいというふうに思っております。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 もう1点、慶野松原の保全これは、ごらんとおり、慶野松原の北側の部分の松くいが進捗が甚だしいというような現状は認識されておりますか。

○原口育大委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 松くい虫の被害につきましては、慶野松原が文化遺産でございますので、そしてまた暴風、防砂林でございますので、地域の住民、そしてまた地域の家屋等に対しまして、非常に防風林、防砂林として役立っていることは事実でございます。そうしたことから、現状を見ますと、北側のほうへ行きますと、今回におきましても多く太い木が松枯れを発生しているというような状況であります。そうしたことから、

補助事業にのっとして、そして松くい防除をやっていききたいと、そのように思っております。この3月には、黒松の抵抗松を500本ほど県のほうへ要望しておりますので、そうした植林にも手をつけていきたいというふうに思っております。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 もう御案内のとおり、この慶野松原は、南あわじ市の木であります黒松の一大群生地であるということはもう御案内のとおりであって、先ほど担当課より説明がありましたが、国なり県なりまた市の市単事業で松くい防除が行われておるんですが、いろいろと環境の変化によりまして、以前は空中散布で防除をしておったんですが、そのときはかなり効果があったと思いますが、その後猛暑とかいろいろな基礎的な要因で松枯れが進捗、私有林も含めてですが、進捗しとるのが現実でございますが、この防除事業、国、県、市、年々この事業費が小さくなってきてる。逆に、やはりこの市の観光資源でもありますし、また市の木であります黒松の群生地の防除に対して、もっと神経質にする必要があるんじゃないかと思いますが、その点の現時点の対応等についてお伺いをいたします。

○原口育大委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 23年度の防除に関する事業費として、はっきり記憶してないんですが650万円前後だったと思うんですが、これについては震災の関係で850万円が減らされたと、前年度に比べて大きく減らされたということでございますが、今年度また予算の審議ということになるわけなんです、その中で県のほうから650万円前後の予算を800万円にということで、補助事業としてやっていけるというふうになってきておりますので、今後におきましても、慶野松原の松木を保存をしていききたいと、そのように思っております。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 それと、ここに21年からの補助対象事業の経緯があるんですが、24年は630万円というような防除事業経費。やはり、いろいろと防除も空中散布なり地上散布なりされとるんですが、県道沿いのは民家に近いということでなかなか空中散布も地上散布もしがたい箇所かと思いますが、これ防除事業として樹幹注入があると思うんですが、やはりこういった民家に近いところは樹幹注入といった防除事業にもっと、年間10本や15本でなしにもっと多くの樹幹注入をして、県道沿いの松枯れの防除に取り組んで

はどうかと思いますし、また市としてもやはり観光資源の一角でもございますので、やはりあの松枯れは未然に防除して対応していくのが、市として国、県なりの補助だけでなしに、市も市単事業として取り組んでおるんですが、より踏み込んだ防除対策を取り組むべきではないかと、特に樹幹注入による防除、空中はなかなか環境的なエリアで難しい部分があるかと思うんですが、そうした従来の防除方法でなしに、樹幹注入に力点を置いて防除対策を検討してはどうかと思いますが、その点、樹幹注入の事業取り組みについて伺いをいたします。

○原口育大委員長            教育部次長。

○教育部次長（太田孝次）            今、県道沿いの松ということで、民家に近いということになかなか防除もできないだろうということで、樹幹注入をお願いしたいというような内容であったかと思うんですが、平成21年ぐらいまでは航空防除やっていたわけなんです、主要道路から200メートル離れとらな航空防除はできないということで地上散布に切りかえたと。地上散布につきましても、できる限り枝先まで丁寧な散布を心がけていきたいと、そのように思っております。また、樹幹注入につきましても、大きな直径60センチ以上、また中程度の木として30センチから50センチまでの木に対してでも樹幹注入をやった経緯もございますので、今後予算的なこともあります、丁寧な地上散布をやっていければなというふうに思います。合わせて、樹幹注入もやっていければなというふうな感じを持っております。

以上です。

○原口育大委員長            楠委員。

○楠 和廣委員            最後をお願いしときたいのは、やはり民有林を含めて松枯れ、松くいが進捗しとるんです、ぜひ慶野松原の保全の意味から、やっぱり景観等また県道沿いはやはり排気ガス等の影響もあるんかと思いますが、特に県道沿いの松枯れの進捗が著しいということでございますので、それで県道沿いも大きな木がたくさんあって、その大きな木が松くいが進捗しとるということでございますので、ぜひ国とか県の補助事業もそうですが、市でもし事業費が捻出できれば、そうした部分で防除していただきたいと思、また希望して質問を終わります。

○原口育大委員長            ほかに何か。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 先ほどの、指定管理の案件に付随する話になるんですが、以前にさんゆ〜館を利用する方々から、要望を担当部が受けたように新聞等で拝見するわけなんですが、そのときの返事はどのようにされてましたか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 11月28日に、さんゆ〜館を利用されとる方5名がお見えになりまして、339名の署名をいただきました。利用料金の引き上げの撤回というようなことをございましたけれども、申し上げましたのは、今現在、指定管理者の候補者について議会のほうに提案をして、議会のほうで審議をさせていただいておるところであります。当然、要望は要望としてお聞きはしますけれども、やはりもう既に市のほうでそれをどうこうすると、そういうふうな段階ではございませんので、議会のほうの審議をいただくと、そういう状況の旨お話をさせていただきました。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 その中で、議会としては先ほどの対応をさせていただいたんですが、その中にその思いを盛り込むことができませんでした。それは、業者にその思いを通じてほしいという思いの中で附帯決議もさせていただいたんですが、市としてそれに応えられるようなものはありませんか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 市の提案をさせていただいた内容については、御審議いただいたとおりでございまして、私もちょっと説明不足でございましたけれども、やはり温浴施設のいろんな格差の是正ということでなかなか一気にはいかないと。ただ、指定管理がもうことしで終わるという中で、来年5年間、また施設の存続もありますけれども、またさらに5年間これから続いていくわけでございまして、次期の5年間については、その格差の是正の一段階というようなことで、倍ということにはなるんですけれども、そういう計画のもとで提案をさせていただいておるところでございまして、今の改正案の上に、市として会員券の購入者の方に対して市としての軽減の案というか、そういうところは今現在持ち合わせておりません。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員        そういう要望を出された方々は、大変な思いでそういう一つの要望を出されたと思うんです。それに応えるには、何らかの処置もやっぱり考えたってほしいということの中で、例えば利用券、1回の利用券を回数券で出すような話も聞いておりますので、そこにいわゆる市として対応ができるのでないのかなというふうに思うんですが、この5年間にそういうふうな対応は考えられませんか。

○原口育大委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）       先ほど、1回あたりの利用料100円を回数券でというように話もさせていただいてございますけれども、ここらについては、業者と今後市とでこれからの利用のあり方についていろいろ話をしていくことになると思います。それが回数券になるか、また違う方法になるか、そこら辺はまだ今はっきりはわかりませんが、今の回数券での若干の軽減の上乗せと、そういうふうな御要望といいますか、どうかということでございますけれども、今のところ私のほうからはこうこうしますと、そういう確かな返事はちょっと控えさせていただきたいと思います。

○原口育大委員長       蓮池委員。

○蓮池洋美委員        即答せえとは言いませんが、一つ来年の予算にもそれが反映できるような、そういう人たちに少しでも反映ができるような一つ施策を、ぜひとも考えてあげてください。

終わります。

○原口育大委員長       ほかに、何かありますか。  
川上副委員長。

○川上 命副委員長       この間から聞かれるのやけど、教育長、学校統合の中で旧西淡町の幼稚園の問題な、よく聞かれます。それと伊加利、阿那賀、どないなるんだかいうて皆言いよんねんけど、そなん答弁できへんしな、ちょっとわかっとなる範囲で、ちょっと。

○原口育大委員長       教育長。

○教育長（岡田昌史）       まず、再編基本計画では、もう御承知のように、丸山、阿那賀、伊加利、この3園というような計画で地元説明に行きました。結果としては、その昔、旧の西淡の時代に4園統合というような話があった中で、なぜ今回3園なのかとこういう質問が

結構それぞれの地域から出ました。また一方、今現在のその保護者の方々の意見の中には、やっぱりいわゆる時間の延長であるとか、朝早くとか、あるいは長期休業中、いわゆる夏休みなんかの保育というんですか、そういうところの希望が非常に多くあります。ことし24年度に、試行的に夏休みの期間、盆の1週間ほどは休んで、あとそれぞれ預かり保育というのをやりました。そしたら、やっぱり希望者の方が非常に多いわけです。ですから、保護者の方いろんな意見を見ていくと、やはり保育園化の方向での統合というんですか、整理をしていく必要があるのかなど。今、状況とすればその方向で進めていきたいということで、教育委員会の中でも先般の委員会で現状報告をしております。その方向で進めるべきかなど、こういうことなんです。ですから、確かに来年の問題もあるんですけども、今それぞれの保護者の方と学校教育とで、今、課題のある園については対応を協議しておるところでございます。ですから、従来の再編基本計画というのは少し変わっていくと、このような認識でおります。

○原口育大委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 よう言われるねや、この間からこのごろ選挙やさかい、そんな話盛んに出てくるのでな、「おまえらも、ちゃちな統合とか何をすなと、将来の児童数わかつとるやないか。もっと大きな見地に立った中で統合とかそんなん考えていけや。結局は建物建ったり、空き地になったりということで、一緒のこと繰り返しよるやないか」というような意見も聞いとるもんで、ぜひともそれは教育委員会にまあ言うときましょと言うてあるねんけんどな。ほたら、伊加利、阿那賀はそのままいくんかいな、阿那賀いくんかということや。これ聞かれるんやけど、わかりませんって言うてある。

○原口育大委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） これについても、我々の思いは保護者の中で議論してもうて、要は固定するというこも、教育上固定しておるほうが幼稚園の運営自体はええと思うんですけども。それぞれの地域の思いは、やっぱりそれぞれのところで、やっぱり子供の声が1カ月に一遍ぐらい聞きたいとかいう意見もあります。保護者の思いというのも、それぞれ皆さん意見持ってます。ですから、うちも固定はという思いではないんですけども、やっぱり利用される保護者の方で特に話をさせていただいて、皆さんの意見でうまく合意ができればなど、このように思ってます。

○川上 命副委員長 わかりました。

○原口育大委員長           ほかにありませんか。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員           以前に、広域医療とボランティア、高齢者によるそのボランティアの制度として、こういうことをされてはどうかというふうな鳴門市の例を出して挙げたことがあります。それと、ジェネリックの件と以前に申し上げたことがあるんですが、その後その部内ではどういうふうな、今、判断をされて状況にありますか。ちょっと、中間ちょっとお聞きをしたいんですが。

○原口育大委員長           健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）       私からは、鳴門市の例として挙げたボランティア、介護保険におけるボランティアの件について、今の状況をお答えします。

以前、委員からそのようなお話を聞きました。鳴門市からの資料も取り寄せました。今後、南あわじ市としてどうするかということについては、この第5期介護保険事業計画の中にボランティアの活用という部分もあるんですが、ただ実際、これは有償ボランティアという話でございました。無償でボランティアを行っている方もたくさんいらっしゃる中で、その有償ボランティアのあり方というのが、位置づけとしてやや難しい面もございませう。つまり、無償でボランティアに参画されてる方から見て、その有償ボランティアへの考え方というのも考える必要もあります。そこらも含めて、具体的な対応方法まではいってません。ただ、その事業の中で、地域支援事業の中で、その有償ボランティアの位置づけも可能なことから、まだ具体策としては出てませんが、事業所等の協力等も得られる中であれば、その可能性はまだ否定はしておりません。鳴門市の例は調査しましたけども、まだ具体的な次の段階まではいっていないというんが現状でございませう。

○原口育大委員長           保険課長。

○保険課長（川本眞須美）       私のほうからは、ジェネリック医薬品の推進についてお答えいたします。ジェネリック医薬品の推進につきましては、平成23年度の保険証の更新時に、ジェネリック医薬品を希望しますというカードを印刷してお配りしました。今年度、24年度の更新時には、1枚もののカードを配付しております。それに加えて、ジェネリック医薬品利用差額通知書というのが国保連合会のほうでできるようになりましたので、その計画をして、今それをするには医師会、薬剤師会の調整が必要でございませうので、医師会のほうにこういう形でしたいという希望で調整をお願いしております。そういう段階でございませう。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 県病が、今、新しく移転の建設中。それが仕上がるまでに、できればそういうシステムが取り入れれば、広域の中でそういうふうな話も進めていただきたいと。被対象者が1カ所で診察を受けて、次に頼りないと思うて、近くとかもう少し詳しいところかいうところで診察に行くと、再度同じことをまず事前にやらされる。その資料は、どこで見ても、そこから取り寄せることができるという広域の診療制度というのが日本のどこかであるんです。そういうことをすることによって、医療の負担も少なくすむ。先ほどのジェネリックも同じで、負担をできるだけ軽減する、あるいは診療報酬に挙がらないための軽減策として、そういうふうな事業がなされておるわけ。高齢者のいわゆる有償のボランティアということに対しても、これは国が制度として事業があるわけなんで、それをそういうことに携わってもらうことによって、いわゆるお医者さんに行く回数が少しでも減るとというのがねらいなんです。そういうふうなことが、結局その淡路の地域の中でそういう制度として進められないのかなという思いで、先般意見を出させていただいたんですが、まだ淡路の中ではそういうふうな話も一つもされてないということなんですか。

○原口育大委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません、蓮池委員からの意見は、ことしの6月の委員会でその御意見をいただいたかと思えます。ちょうどそのときに、私の受け取り方がちょっと違っておりまして、その1カ所レントゲンを撮った場合に、それを次のところに持っていくのにその制度ができないかというような話だったかと思いました。それで、県のほうに聞いてみました。そのときに、今の時代ですからセカンドオピニオンとかいう制度がございますので、そこのお医者様にそのレントゲンを次に持っていくという話をすれば、だめだというお医者さんはいないだろうという話でした。ただ、今レントゲンがフィルムの場合は、そのフィルムを貸し出すということが出来ますが、デジタルの場合がございます。デジタルの場合は、それを複写をとる必要がございますので、その複写をとるための料金は自費となります。その自費になりますと、その金額というのは医療機関でまちまちですので、その患者様にとってそこで2,000円ほどいるところもございますし、もっと安いところもあるかと思えますが、必ずしもその患者さんの負担が減るとは限らないと、そういう話でございました。そのときに、そのネットワークをとという話をちょっと私はそのとき考えがつかなかったので、その話はしておりません。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 大分、とられ方が違うとるように思う。そうでなしに、いわゆるセカンドオピニオンといえども、なかなか出してくれにくい医療機関もあるわけ。ぐずぐず言うわけ。また他方では、それは他所で撮ったやつやからいうて、うちのうちで別に撮るといふ医療機関もほとんどやと思うんです。それを、その資料で何かインターネットか何かでそういう組み方をしておいたら、その医療機関ですぐにそのデータが出せるというのがその広域医療の主な目的なんです。それを、一々ここで1万何ぼ払い、また同じことをまた違うとこで1万何ぼ払いというのが、今、現状なんです。そのフィルムを持っていくのに、出せや言うたってなかなかぐずぐず言うてなかなか出し渋る、そういうところが多いんで、そういう広域医療の制度をきちっとできとったら、そういうことなしにその資料がすぐに違う医療機関で出せるという便利な制度なんです。それを、その県病なら県病を核にして、何かそういうふうな取り組み方はできないのかなということをお願いしたんで、取り違いをせんように一つお願いします。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 今、兵庫県で保健医療整備計画でしたか、その計画の名前はちょっと定かではないですけども、今、計画の協議を行っております、多分第5次か6次計画だったと思うんですけども、いろんな部分から医療体制等について、今、計画づくりをしております、いわゆる医療の連携であるとかいろんなことが網羅されております、今、協議も最終の段階やと思います。ですから、今、議員言われましたようなそういうデータなりの共同利用と、そういうふうなところについても、記述はされとるかどうかちょっと今私の記憶にはないんですけども、またそういう協議の場にありまして、一度そういう御意見もあったということで聞いてみたいとも思っております。

○原口育大委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 さっき申し上げた3つの点については、医療費が安くなる、負担が安くなる、軽くすむという利点があるので、一つぜひとも検討いただいて、そういうふうな方向に推進をしていってほしい。そういうふうな、より要望して終わるときです。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 執行部から報告事項等ございませんか。

ないようですので、本日、文教厚生常任委員会におきましては、たくさんの付託案件につきまして慎重御審議ありがとうございました。附帯決議等もありました。今後、施策に反映いただきますようお願いをいたしまして閉会といたします。

本日はありがとうございました。

(閉会 午後 3時23分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年12月10日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 原 口 育 大